

○財務省告示第二百三十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、
平成二十一年六月八日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年七月七日

財務大臣 与謝野 馨

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	法律及びその条項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱
五	発行額	額面金額で百七億六千五百二十
六	払込金額	五万円
七	最低額面金額	十円
八	振替単位	五万円
九	発行日	平成二十一年六月八日
十	発行価格	額面金額百円につき百円八十二

銭

十一
十二

の 経 利
払 過
込 利
み 子 率

(一) 年一・五パーセント
に 各 募 集 取 扱 機 関 は、 払 込 金 額
に 加 え、 次 の 算 式 に よ り 算 出
し た 金 額 を 第 十 八 号 に 規 定 す
る 期 日 に 払 い 込 む も の と す
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5}{100} \times \frac{80}{365}$$

(二) 発行時において、その利子
に 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ
れ る も の と し て 振 替 口 座 簿
中 の 口 座 に 記 載 又 は 記 録 さ
れ る も の に つ い て は、 前 記
の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額
か ら 当 該 金 額 に 百 分 の 二 十
を 乗 じ た 金 額 (た だ し、 当 該
国 債 を 発 行 時 に お い て 取 得
す る 者 が 非 居 住 者 又 は 外 国
法 人 で あ る 場 合 に は、 前 記
の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額
に 当 該 非 居 住 者 又 は 外 国 法
人 が 適 用 を 受 け る 所 得 税 の
税 率 を 乗 じ た 金 額) を 控 除 す
る こ と が で き る。

十三
初期利子

平成二十一年九月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

第十四 第二期以後の利息以て、毎年三月二十日及び九月二十日を以て、その日以前六月間に属する

第十五 償還期限 平成三十一年三月二十日

第十六 償還金額 額面金額 百円につき百円

第十七 元利支所 日本銀行

第十八 払込期日 平成二十一年六月八日